

2026. 1 .9 施設・団体職員向け研修

子ども・若者の声を聴く

児童養護施設 つばさ園
施設長 石塚 かおる

セッション ①

○社会的養護とは？

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護することである。

「社会全体で子どもを育む」という考え方と、『子どもの最善の利益のために』という考え方を、その理念とする。

児童養護施設とは

児童福祉法 4 1 条

『保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする』

全国に607施設 京都市には8施設

児童心理治療施設

児童福祉法43条の2

『家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする』

児童自立支援施設 里親 母子生活支援施設 乳児院 自立援助ホーム（子どもシェルター）

* 子どもの権利条約1989年

日本の批准1994年 158番目

国連の勧告2010年

* 新たな社会的養育ビジョン 2017年8月2日

- ・ 分離しないケアの充実を図る

家庭養育優先 在宅で生活している子どもや家庭への支援



代替養育 里親推進、里親委託率 乳幼児75% 学童期以降50%
(28年度全国平均 18.3%)



施設養育 小規模化・地域分散化 短期養護 高機能化
フォスタリングケア 一時保護機能











































宿泊部門











ゆずの木ホームの様子



ゆずの木ホームの様子



ゆずの木ホームの様子



ゆずの木ホームの様子



檜の木ホームの様子



檜の木ホームの様子



檜の木ホームの様子



くりの木ホームの 様子





○つばさ園の権利擁護の取り組み・歴史

- * 子どもたちが荒れていた時代
職員がけがをしていた
- * 職員が力・管理で子どもを抑えていた時代
行き過ぎた体罰・暴力
- * 1984年 前園長大江の『職員の体罰の禁止宣言』
(1994年 『職員が体罰を振るった場合には即懲戒解雇』 就業規則への記載)
- * 子どもの権利をどう擁護するか模索
 - ・ 食生活、食事形態の試行錯誤
 - ・ 生活、行事の試行錯誤
 - ・ 会議、職員の意識の試行錯誤
 - ・ 話し合いの試行錯誤
- * その中での理論構築の流れ
 - ・ コミュニケーションスキルの研修
 - ・ 定期的事例検討会（講師 山辺朗子）→ジェネラリストソーシャルワーク
⇒“話し合い”の試行錯誤
 - ・ 『つばさ方式』治療共同体
児童心理治療施設の併設 施設長 石坂好樹医師

「試行錯誤することが施設の文化、風土を作り上げることになる」

* コミュニケーションスキル

- ・ 成長促進的
- ・ 成長促進的な心理的風土
- ・ 双方向コミュニケーション
- ・ クライアント中心アプローチ

自己一致 無条件の肯定的配慮 共感的理解

- ・ 「問題を持つ」という概念
- ・ アクティブリスニング
- ・ スペシャルタイム
- ・ 私メッセージ
- ・ ジェントリーホールド
- ・ 参画的ミーティング
- ・ 葛藤解決ミーティング

話し合いに適さない問題

* ジェネラリストソーシャルワーク

- ・社会の発展に伴う社会福祉問題の複雑化、多様化

これまでのケースワークでは対応できないケースの増加

どんなケースにも対応できるソーシャルワークはないか？

- ・ケースワーク・グループワーク・コミュニティワークの統合
- ・クライアント中心 ・エコロジカル・パースペクティブ
- ・支援家庭（プロセス）を大切に ・一人一人に合った支援
- ・ストレングスの視点 ポジティブなものの見方
- ・「問題解決の過程」ではなく「成長と変化の過程」
- ・子供の「自立」の模索 無理のない自立
- ・その価値と倫理 倫理的ジレンマ 安心安全最優先
- ・マルチ（パーソン）援助システム、チームアプローチ

「落としどころ」

「この環境の中で子どもがどうすれば居心地よく安心して育つことができるのか」

* 治療共同体 つばさ方式

- ・ 安心安全（物理的・人間的）な空間
静かで穏やかな空間
子どもの出す要求を満たす
対人関係で受け止める
- ・ アタッチメント・epistmic trust
それを形成するのは
 - ・ 話し合う
 - ・ 子どものニーズを受けとめる
 - ・ メンタライジング
- ・ 施設の中での対人関係を通じて人とのつながりを学ぶ
ホームでの話し合い
- ・ ダンス、音楽等からだへ働きかけ

セッション ②

つばさ園の紹介 ①

- * 社会福祉法人京都社会事業財団
(病院 4 ・ 高齢者施設 4 ・ 保育園 3 ・ 児童館 1 ・ 児童心理治療施設 1 ・ 児童養護施設 1)
- * 病院に法人本部があり、歴代病院長が退職後理事長
- * 宗教は無し
- * 昭和21年 戦災孤児の緊急保護の施設「北山寮」として設立
- * 平成28年 児童心理治療施設併設
児童養護・児童心理合築の建物に改築
- * 定員 52
本体 オール小規模グループケア 定員40 (内 分園型小規模グループケア 1)
基本的に二コイチの作り
地域小規模 6人×2施設 12
分園型小規模GCも地域小規模も 本園より車で30～40分 本館と別の小学校区
→地域小規模へのこだわり
- * 児童養護・児童心理の子どもの玄関は別で、中での行き来はできないが外でも交流はあり
職員は鍵を開けて行き来出来て連携が取れる
- * 職員は完全通勤制
- * 児童心理併設後は会議・研修は児童養護・児童心理ほぼ一緒に行っている
- * 児童心理の医師・看護師・心理職も児童養護に関わってもらっている
- * 第三者委員 年に2回施設に来てもらって、希望する子どもと直接面接
- * 平均勤続年数 約10年
- * 本年度より 児童自立生活援助事業開始 (Ⅱ型) 定員 2 来年度定員増やす予定

つばさ園の紹介 ②

理念

『子どもの最善の利益を目指し、暴力を排除した安全で安心な生活環境を作り出すこと』

活動方針

『話し合いの文化を形成し、維持する』

『個々の子どものニーズをできるだけ満たす』

施設全体のルール

『暴力の否定』

『決められた時間に帰園する』

生活の中で出てくる必要なルールはその都度各ホームで話し合う

起床、就寝、宿題の時間等の全員一律の日課は無い

それぞれの子どもと、その日の体調、明日の予定等に合わせて最適な日課をその都度一緒に考える

それが、ほかの子どもや職員との間に問題を生じさせる時は、その都度話し合う

つばさ園の紹介 ③

定員52

	幼					小						中			高			19	計	Ⅱ
	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	才		型
男	0	0	0	1	1	0	3	3	1	0	2	2	2	1	1	2	5	2	26	0
女	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	1	2	1	6	2	3	1	22	1
計	3					14						9			22			48	1	

虐待 35/48 (72%) 知的障害 (療育・療育手帳・育成学級) 13 発達障害 12

入所理由

母が養育できない

精神疾患等・人格障害 親に知的障碍 DV・父母間の奇妙な関係

親が施設経験者 養育拒否

子どものゲーム依存?

他施設から措置変更 (児童養護・児童自立) 暴力

病院から 鑑別所から 自殺企図 発達障害 非行

低年齢の子どものショートステイ・一時保護 増

つばさ園退園者の子ども

令和6年度退所 (高校卒業 8人)

大学・専門学校進学 5人 (退所 2 措置延長 2 児童自立生活援助事業 1)

就職 2人 (退所) 進学就職思案中 1人

児童自立生活援助事業 (Ⅱ型) 定員2 来年度定員4に増やす予定

○つばさ園の実践の特徴 ―子どもの権利擁護―

- * 暴力の否定
- * 話し合うという文化
- * 1人1人のニーズの充足
 - ・ 1人1人に合った日課
 - ・ 快適な生活の提供
 - ・ 食を中心にしたホームづくり
 - ・ 家庭としての機能の提供
- * 失敗する権利